

# 議会運営委員会

平成20年9月19日午前9時から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子                      ○飯高 昭二                      嶋田 善行  
西谷 剛周                      浦野 圭司                      辻 善次  
中川議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏                      同 係 長 峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前 9時00分）

署名委員 西谷委員、浦野委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全委員出席がされておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

本日の、会議録署名委員には、西谷委員、浦野委員を指名いたします。

両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事は、お配りをしておりますレジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、1. 協議事項（1）平成20年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。まず、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元に配布させていただいております委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思っております。

各常任委員会に付託をされておりました16議案のうち13議案については、すべて満場一致で可決されておりますが、決算審査特別委員会に付託されました議案のうち、認定第2号、平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3議案については賛否の討論ののち、賛成多数で認定をされております。これら3議案につきましては、最終日の本会議においても討論となると思っておりますが、この他に皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっている議案などがございましたら、最終日の議事の運営にも関わってまいりますので、予めお聞かせをいただいておりますが、委員皆さんの

ほうで何かございますか。

( な し )

委員長

ございませんでしょうか。

すいません。私のほうで、議案第42号につきましては討論をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第42号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、最終日の本会議で討論の申し出があるということとさせていただきます。

その他にはよろしですか。

( な し )

委員長

それでは、賛否の討論者でございますが、賛否の討論者につきましては従来どおり、それぞれ1名とすることで確認をしておきたいと思ひますが、それでご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をいたしておきます。

ここまでのところで、何か質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

( な し )

委員長

よろしいですか。そういたしましたら、付議議案の取扱いについては、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしくお願ひいたします。

以上で、平成20年第3回斑鳩町議会定例会については、終わります。

次に、（２）次期定例会等の日程についてを議題といたします。

次の１２月定例会の日程についてご審議いただきたいと思います。

皆さんのお手元にお配りをいたしております日程案について、事務局から説明をしていただきます。 藤原議会事務局長。

事務局長 それでは、平成２０年第４回斑鳩町議会定例会の日程案につきましてご説明を申し上げます。

従来例に従いまして、月の最初の月曜日を本会議の初日にいたしますと、１２月につきましては、１２月１日が本会議の初日になると。そして、その終了後、広報発行常任委員会を開催。２日、３日は休会いたしまして、４日、５日は一般質問。６日、７日は土曜日、日曜日でございますので休会。８日月曜日から建設水道常任委員会、９日火曜日、厚生常任委員会、１０日水曜日、総務常任委員会、１１日木曜日、予算常任委員会。そして１２日につきましては農業委員会もございます。そういったことで休会とさせていただいております。１５日月曜日には議会運営委員会を開催いたしまして、１６日火曜日１日だけ休会を挟ませていただきまして、１７日水曜日、本会議の最終日という予定としております。

以上でございます、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 ただ今、事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等ございましたらお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この日程案で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（ な し ）

委員長 特に、質疑、意見などないようですので、１２月定例会の日程につきましては、お手元の案のとおり予定しておくということで、委員会として確認をしておきたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。12月定例会につきましては、予定ということで確認をさせていただきました。

それでは総務部長には、他の公務もございますので、ここままで退席をしていただくということで、暫時休憩いたします。

( 午前 9時06分 休憩 )

( 午前 9時06分 再開 )

委員長

それでは再開いたします。

次に、協議事項の(3)地方自治法の改正にともなう斑鳩町議会会議規則等の改正についてを議題といたします。

この件につきましては、先の8月25日の当委員会におきまして、6月に地方自治法が改正され、斑鳩町議会においても早急に必要な改正を行っていきたいということ、そして、全員協議会などの議会活動が公務災害の適用を受けられるようにしたいということから、事務局案で進めていくということをご確認をしていただいたところでございます。

できましたら、この9月議会の最終日に追加日程として上程できればというふうに思っておりますので、事務局案について、本日、ご審議をいただければと思っております。

それでは、事務局案につきまして、事務局より説明をしていただきます。 藤原議会事務局長

事務局長

それでは、まず、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則からご説明させていただきます。

一番最後のページの要旨をご覧いただきたいと思っております。この会議規則の改正でございますが、前回の委員会でもご説明させていただきましたように、地方自治法の一部改正により、議会は、会議規則の定めると

ころにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされました。このことにより、斑鳩町議会の議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として全員協議会を、また、委員会の審査又は運営に関し協議又は調整を行う場として正副委員長会議を会議規則に明記するとともに、その他条文の整理を行うものでございます。

1枚戻っていただいて新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第15章協議又は調整を行うための場として、次の2条を追加しております。まず、第121条は全員協議会を規定しております。第1項で全員協議会を設ける旨を定めております。第2項は構成と招集の手続きでございます。全員協議会は、議員の全員で構成し、必要に応じて議長が議会運営委員会に諮ってこれを招集する。ただし、緊急又は軽易な協議事項の場合は議長においてこれを招集することができるものとしております。なお、この規定につきましては、先例と慣例に定められましたものをそのまま規定しております。第3項につきましては、全員協議会の運営その他必要な事項は、議会運営委員会に諮って議長が別に定める旨の規定でございます。

次に、第122条でございますが、正副委員長会議の定めでございます。第1項で正副委員長会議を設ける旨を規定しております。第2項では、構成と招集手続きでございますが、正副委員長会議は、委員長及び副委員長で構成し、委員長が招集することとしております。第3項につきましては、正副委員長会議の運営その他必要な事項は、議会運営委員会に諮って議長が別に定める旨の規定でございます。

次のページでございますが、第15章として協議又は調整を行うための場を追加いたしましたことから、第15章を第16章に、第16章を第17章に繰り下げるものでございます。また、条文の追加により第121条を第123条に、第122条を第124条に繰り下げをしております。そして、議員の行政視察等派遣の規定でございますが、条文中、法第100条第12項を第13項に改めるものでございます。これは、地方自治法の改正により、第12項が協議又は調整を行うための場の規

定となり、議員の行政視察等派遣の規定が第13項となったことによるものでございます。

続きまして、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてご説明させていただきます。

最後のページの要旨をご覧いただきたいと思います。

この要綱の改正は、先ほどの斑鳩町議会会議規則の改正に伴いますものと、この9月議会において上程をされております斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定に伴ない、所要の改正を行うものでございます。

1枚戻っていただいて新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず第1条でございますが、先程ご説明させていただきましたように、第121条が繰り下がったことにより第123条に改めるものでございます。次に、第9条でございますが、議員報酬等の規定が、特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例から独立し、新しく斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例として改められようとしておりますことから、引用する条例の名称を改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今事務局より説明のありました会議規則と行政視察等派遣に関する要綱の改正につきまして、委員のほうで何かご質疑、ご意見などがございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

浦野委員。

浦野委員 　2点だけ確認したいんですけども、今日のように傍聴議員のおられますけれども、その傍聴議員に対する公務災害はどうなるのかと、新の第122条の正副委員長会議ですけども、これは閉会中も含むという考え方でいいんですかね。2点です。

事務局長 　まず、傍聴議員の公務災害でございますけれども、これは基本的には

ここに規定をされておられませんので、公務災害の適用はないということでご理解をいただきたいと思います。

そして、122条の正副委員長会議につきましては、これは閉会中あるいは開会中にかかわらず開催するということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 委員よろしいですか、それで。

浦野委員 結構です。

委員長 他に何か質疑、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、事務局案のとおり改正をするということで確認をさせていただきます。

なお、最終日の全員協議会で議員皆様のご了承が得られましたら、お手元にお配りをしております追加日程のとおり、当委員会として発議し、最終日の本会議に上程をしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 よろしいですか。それでは、そのように取り計らってまいりたいと思います。

次に、協議事項の(4)継続審査について、①今後の議会運営のあり方についてを議題といたします。

これまでの委員会で、委員皆様のご意見などもお聞かせいただき、また、地方自治法の改正を受けまして会議規則の改正などについてもご

審議をいただいてまいりました。

委員会のあり方などを見直しするということになりますと、3月議会には改正等の手続きを踏んでいかなければならないと思っております。ということは、12月議会までには議会運営委員会として一定の方向をとりまとめて、12月の全員協議会で議員皆さんにお示しをして、ご意見などもお聞きをしていくということをしていかなければならないと考えておりますが、本日の委員会では、これまでもご意見をいただいておりますが、より具体的にご意見をいただきまして一定の方向付けをしてまいりたいというふうに思っております。また、12月議会までに一定の方向を出すということになりますと、ご協議いただくのも今日と、11月の定例会前の委員会しかございませんので、閉会中にさらに議会運営委員会を開いた方がいいのか、そのあたりも含めてご意見をいただければというふうに思っておりますので、委員皆さんから色々意見を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 必要に応じて議会運営委員会を開催していただきたいと思っております。

委員長 ただ今、議会運営委員会を必要に応じて開催していただいたらいいというご意見もいただきました。これまでも十分な協議が必要というものにつきましても、やはりその本会議の運営についての協議をしていただく場とは別に、問題がある、その問題についてのみ協議をしようというふうにあらかじめ時間をとって委員会というものを開催した経緯もございます。やり方としては、どちらのやり方でもいいかと思いますが、一つの問題に絞ってお集まりいただいて協議をすると非常に活発な協議がなされたという、過去にそういう経緯もございますので。今まあ委員からそういう意見もございましたが、どういたしましょうか。あらかじめまたこの間にですね、いっぺん別に時間をとって議会運営委員会を開催させていただくという考え方で、そして、もうほんとに細かく協議をするというようなこともいいかなとは思いますが。他の委員さんからもご意見ありましたら。もちろん本日色々意見出していただいても結構

ですし。いや、それはそれでその問題でいっぺんやろうということであれば別に日程も調整したいと思いますが。 辻委員。

辻委員 ちょっと私も、1年ちょっといかしてもうてますけど、その感想でもかましません。

委員長 はい。

辻委員 前もちょっと述べさしてもらいましたけど、予算委員会ていうのが、ちょっとそのへんのあり方について再度研究していきたいのと、それと任期2年ということですが、構成員はそんでええと思いますけれど、委員長が2年というのは大変ご苦労かけてるから、そのへんで1年で委員長の交替というのも、そういうこともできるのかなと、ちょっとそのへんも含めてちょっと検討、議長とかそなん2年でもよろしいですけども。あと構成委員は2年でもかまへんけども、委員長、副委員長で、できたら1年で交替とかいうのも、継続してもろたら一番いいねけども。なんか気の毒のような気がしますし。そのへんの柔軟な対応も、これは私の個人的な意見、そのへんもちょっとしてほしいなというふうに思います。一応、考え方だけ言わしてもらいました。

委員長 辻委員は、先の委員がおっしゃられたように、この問題はこの問題として集中して協議する日程をとるとということについては、別にご異議ございませんでしょうか。

辻委員 他の委員さんも聞いて、勉強する機会もあるやろし、そのへんも。

委員長 他の委員さんのほうのご意見どうでしょうか。 浦野委員。

浦野委員 委員会の招集ですけど、嶋田委員おっしゃったように必要に応じて集中して議論すると、いう形式でいいんじゃないかと思います。あと他個

人的な要望はございません。

委員長 そしたら西谷委員も。

西谷委員 それで結構です。

委員長 それでよろしいですか。

そうしましたら通常開いております議会運営委員会は、ほんとに本会議の運営に関しましてとか、話合い、協議をさせていただいておりますが、この問題は大変重要な、我々自身に関わる、そして、しかも地方自治法改正になって、とにかくスタートしてみようということでやってみた問題でございます。十分に検証して、来年の3月までに、次の改選に間に合うように改正をするのであれば、やっぱりきちっと用意をせんといかんということもありまして、議会運営委員会として一定の案をやはり皆さん方にお示しをさせていただく役割を持っておると思っていますので、これにつきましては、できましたらまたこの問題に絞って委員会を開催させていただきたいというふうに思います。それでご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、継続審査につきましては、終わっておきたいと思えます。

閉会中の継続審査申出書をお手元にお配りをさせていただいておりますが、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決することには、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めさせていただきます。議長におかれましては、継続審

査の手続きをとっていただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、協議事項の（５）斑鳩町との合併協議推進を求める意見書についてを議題といたします。

初日の全員協議会で、議員皆様のご意見などもおうかがいをさせていただきました。本日、議会運営委員会としての取りまとめをさせていただきたいと思っておりますが、安堵町議会から議長のほうに何かお話しがあったということがございますので、まず、議長からこの件につきましてご報告をいただきたいと思います。 中川議長。

議 長

今、委員長から説明がありましたように、安堵町から公式な申し入れではございませんが、９月の２日の生駒郡の議長会で、安堵町議会、吉田議長とお会いさせていただくなかで、個人的なお話しではございますが、この意見書についての結論を出す経緯のなかで、斑鳩町さんの各議員さんの考え方を聞かせていただきたいと思います、また、安堵町の各議員の考え方を聞いていただきたいと思います。そういう経緯をもって最終的な斑鳩町さんの結論を出していただいて、その結果について安堵町としても理解を深めていきたいということで、向こうの思いとしては、一度、斑鳩町と安堵町の考え方のやりとり、まあ意見交換会という場をもつていただければ幸いかな、というお話しがございましたので、私も一応その件については、私個人的には反対しませんが、議会運営委員会をお願いをして皆さんの理解をいただけたら、そういう場をもつていただくのも結構かと思えますと、いうお話しをいたしましたので、その件についても議会運営委員会でご審議いただければ幸いかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、議長からご説明をいただきました件も併せまして、この安堵町さんからいただいております意見書に対する回答の出し方といたしましても、やはり今議会で、先ほど皆様にご理解いただきましたように全員協議会も協議の場ということで、公務災害の対象となるというようなことから、全員協議会でこの件については協議をし、決定をしていく

というような、最終的には全議員に関わる問題ですので、そういう形をとればいいのかと、私は思っておったんですが。最終的なそういう場での結論を出すことでいいのかどうか、そして安堵町さんからそういうお話しがあってそういう最終的な結論を出す前に少し安堵町さんとも意見交換をさせていただいたうえで、それぞれの議員さんが思っておられること、これは言わば全員協議会とかそういうことではなく、隣の安堵町の議員さんとの、言わば交流、意見交換会というような考え方でいいのかと思うのですが。それを済まして最終的に議長から全員協議会を招集をしていただいたうえで、全議員の色々な意見をお聞きしてそこで皆の一致した意見とともに、一致した認識を持っていただくということが大切になってくんなかというふうにも思っておりますので。やり方としてはそういうふうなやり方がいいのかなというふうに思ったりしてるんですが。委員皆さんのほうで、これらにつきましてですね、どういうふうにやっていったらいいとかいうご意見などございましたらお聞かせをいただけたらというふうに思っておりますが。

西谷委員。

西谷委員 議長から今そういう説明があったんですが、実際には全協でも周り聞いておるなかでは、ほとんど安堵町と合併、斑鳩町と合併する意思はないと思うんですよ。敢えてわざわざ安堵町との話し合いをしても、意味がないとは言いませんけども、事情がわかったとしても結論が変わるようなことはないやろし、議員間のなかでも、いや合併や、いや合併せんと意見が別れてるなかでやったら再度詳しく聞かかということになりやまだあれやけど、ほとんどそういうことにならないとしたら、もう斑鳩町のなかで結論を出したほうがいいんじゃないかなと、私は思います。

委員長 他に何かご意見はございませんでしょうか。 辻委員。

辻委員 議長言われるように懇談会は私はそれはそれでええかなと思いますけれど。ただ、この間の全員協議会でほとんどの議員さんについては、合

併についてはちょっと先送りみたいな感じで意見、そのへんの結論を先に出した後に、から懇談会というのがええのかなというような感じもしますねけどね。今後、研究していくということで、ちょっとそのへんで、懇談会してから結論出すのか、結論出してから懇談会するのかということで、ちょっとどっちええのかなと迷ってますねけれど。ある程度全員協議会で、ある程度話ししてあんねから、斑鳩町としてもまとめたなかで懇談会するのがええのかなというような、ひとつ。斑鳩町の意見をまとめた結果を以って懇談会をするほうがええのかなというような気がしますねけどね。どういう懇談会になるかわかりませんねけども。ちょっとそういう、西谷議員とも議長ともまたちょっと違うような格好で、こういう意見も言わせてもらってますねんけどね。

委員長 他に委員さんのほうで意見ございますでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 今、議長言われましたように、安堵町との意見交換は、私はまあ結論的に言えばするべきやと思います。というのは、こういう今回の意見書を提出されて、当町としても色々勉強するなかにおいて、安堵町との距離が近くなったなど、と同時にこれからやはり安堵町の議員さんのほうも、私自身も色々わからないし、状況もわからないし、1回ぐらいはこういう形で意見交換会をとっていただいて、合併、将来についてはどうなるかわかりませんが、やっぱり近隣の安堵町でございますので、意向に応じて意見交換をするということで、私はお願いしたいなと思います。

委員長 いかがでしょうか。西谷委員のおっしゃることもわからなくてもないんですけど、そんな必要があるのかという考え方もあるかと思うんですが。でも、向こうさんのほうがして欲しいなど、ということというのは、どうということからなのだろうと、私もちょっと考えましたが、やはり安堵町さんとしても、そうやって意見書を議会からもあげられて、そういうふうにしたと、そして、ただ一方的に斑鳩町から断られたと、というような

形というよりも、一応、議員同士そういう意見交換などもしたけれども、最終的にこうだったと、そういうできることは安堵町さんもやるだけのことはやった上での結論を導き出したいという思いなのかなというように、私自身はちょっとそういうふうに議長のお話し聞いたときに思ったんですけれども。それであれば、こちらとしても、最終とりまとめたことをどうお伝えしたらいいのかという問題もございますのでね。向こうさんが望んでおられるのであれば、これは懇談会というのは、別にしぼりのかかるものではないと、議員さんそれぞれね、しぼりのかかるものではないというような形でやっていただくというのは、それは別に差し支えないかなと。安堵町さんのことも考えあわせましたらね、というふうなことも少し思っておったんですけれども。最終的に今度ご返事をさせていただくのも、口頭での返事というわけにもいかないのかなと。そしたらやはり文書なりでこういう経緯、こういうこともやって、こういうこともやりましたが、当町としてはこうですと、というようなやっぱり文書での回答というものも安堵町さんに対してきちっとせんと失礼なのかなあということもちょっと思ったりもしておりましたので。こちらとしても、きちっとやれることはやったという上でね、色々やりましたが結論はこうでしたと、いう形で回答をできたらきちとした形で、議会としては出すべきなのかなというふうには思ってるんですけれども。そのへんについても、いかがでしょうか。何かご意見。 嶋田委員。

嶋田委員　まず、安堵町議会との懇談ですかね、懇親会でもいいんですけども、懇話会でもいいんですけども。まずそれがあって、それから意見書を出すべきであったと、私は思います、安堵町議会に対してはね。そして懇親会、懇話会が、先ほど必要であると言わはったけども、まったく必要はないと思います、私は。向こうから一方的に意見書を出してこられて、そっから話ししましょかいうこと自体おかしいんでね。まず、話ししてそっからの意見書だと。それと、向こうから言うてきはったから、向こうの意向に沿って言うねやったら、意見書出してきはってんから、合併協議会設置せなあかんということになってくると思います。ただし、後々

しこりを残さないために、その懇話会、意見交換会をすることについては、私はやぶさかでないと思います。そして回答についても、もちろん文書でしていかななくてはいけないと思いますし、この全員協議会という場でもってやればそれでいいのではないかなと、いうふうに考えてます。

委員長 その安堵町との意見交換をする場につきましての考え方については、かなり皆さん思いがバラバラなようには感じますが、今まだご発言いただいてない、できましたら浦野委員。

浦野委員 西谷委員に近いんです。結論があまりにも白黒はっきりしてますので、無駄や言うたら怒られる、口悪いですけども。まあ、やってもひっくり返らないというのが斑鳩町の立場やと思うんですね。ただやっぱり、公式な議会からの要請があって、斑鳩町の議会が受けているというなかで、また交流会をしたいという申し出があらたに議長宛にあったということなんで、こっちは、いやそれせんでええんとちゃうのというようなことも、また議会人としてはやっぱり悪いかなと思う面もあるんですけど。私個人的には、非常に西谷議員に近いんですけども。口悪いけど、どっちでも。結論出てるから。まあ、議長のお立場もあるしね。やっぱり、人間として言われてですよ、いやあきまへんでしてんと言うのも言いにくいやろし、それが議会人としてのね、常識いうか、いうことを捉えるならば懇親会も無意味でもないかなと思うし。

委員長 西谷委員。

西谷委員 実際に意見書出して、次話し合いしたいというのは、なんぼかでも安堵町としては合併に向けてのなんかこう、そういうことをしてくれへんかみたいな、結局話し合いになるんでしょ。そうしたときに、うちとして検討しますわという話しにはならへんわけでしょ。もう一回検討しましょかということにはならへんのに話し合いするんやったら、そしたら一応皆の議員間同士の、議会としての正式にきてはんねから、それについ

て立てるとしたら、逆に言うたらもう斑鳩町としては、全協でこういう形で結論が出てるんですということを話しながら、それでも良かったらということで、逆に受けるほうが、仮に話し合ったとしても、そういう前提を先にしといてしたほうが話ししやすいんじゃないかな。実際、そこに自分が立って言われてどう話しする、もう結論決まってるのに、そうですね、いやそんなんあきませんねん、って言うんやったら、逆にそのほうが失礼になるかなとかね。

委員長            ちょっと休憩します。

（ 午前 9時40分休憩 ）

（ 午前 9時53分再開 ）

委員長            再開させていただきます。

各委員より議長の提案に対しましても、含めてご意見を頂戴いたしました。その結果、安堵町さんがご希望されている懇談会につきましては、斑鳩町議会としては特に断るということもせずに、お受けしようということで、のご意見が多かったというふうに思っております。一応、それにつきましては、出席される議員さんについては、議員個人の自由というような形でやるのが筋なんではないかなということで、大勢の意見もそういうふうになっておりますので、今後また議長が日程調整をされまして、これを受けていこうというような形になってくるかと思えます。その後ですね、最終日に今のこれらの協議の結果を委員長報告させていただいて、全議員にご理解いただいた上で、全員協議会もできるだけ早く近いうちに開催をさせていただき、そこで斑鳩町議会として、全議員が同じ認識をもってこの問題についての回答をこういうふうにするということを全議員に確認をする、同じ認識にたっていただく、という意味で、また議長のほうから全員協議会を招集していただきまして、そして、やはりそれらのとりまとめを文書で回答すると、いうふうな方向を考えていきたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。よろ

しいですか。

( 異議なし )

委員長        ということで、協議事項の（５）斑鳩町との合併協議推進を求める意見書については、以上で終わらせていただきたいと思います。

次に、２．その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうから質疑、ご意見等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。何かご意見等はございませんでしょうか。

( な し )

委員長        特によろしいですか。ないようでしたら、私のほうから２点ばかり確認、またご報告とご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

まず１点目でございますが、生駒郡町村議長会主催の議員研修会への参加についてでございます。本年は、１０月２１日に三郷町図書館において実施をされるということでございます。この研修会につきましては、全議員にご参加をいただくということでございますので、お手元の参加派遣計画書のとおり決定したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長        異議なしと認めます。それでは、この参加派遣計画書のとおり研修会に参加をするということで確認をしておきたいと思っております。なお、詳細については後日お知らせをさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

次に、２点目でございますが、友好都市でございます長野県飯島町の議会から、お手元にお配りをしておりますように議員研修視察について

のご依頼がまいております。

日程につきましては、11月23日（日）にお越しになられまして、午後からもみじまつりにご参加をいただき、夕刻から斑鳩町と飯島町それぞれ議会の交流懇親会をさせていただきたいということです。また、翌日は午前中に研修会ということで、概ね1時間ないし2時間程度、斑鳩町議会の運営について、そして意見交換などを行いたいということでお申し出のほうがございました。

お越しになられますのは、飯島町の町長さんと、議会議員12名と事務局の計14名でございます。

飯島町議会さんは、平成15年の11月にも斑鳩町に来られまして、その時には、全議員にご参加をいただきまして、斑鳩町議会と飯島町議会の交流会、また懇親会をさせていただいております。その時には、市町村合併の問題でございますとか議員定数の問題などについて、色々意見交換もいたしましたし、親睦もはからせていただいたところです。

飯島町議会の議員数も前回お越しになられた時には16名でございましたが、今回は、議員定数の削減により12名になっております。少人数での議会運営のご苦勞などについても、貴重なご意見をお聞きできるのではというふうにも思っておりますが、この飯島町議会さんのご依頼につきましてお引き受けさせていただいたらいいのかどうか、またお受けするのであれば、どのように対応させていただくのか、委員皆さんのほうで何かご意見などがございましたらお聞かせいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 結構かと思えます。交流懇親会、翌日に研修会、楽しみにしたいと思います。ただし、この交流会いうんですかね、それについては、こちらが招待するんか、どういうふうな形になるんか、そこらへんだけちょっとお聞きしておきたいと思えます。

委員長 前回ですね、それぞれの議会で、それぞれ懇親会の費用は出させていただいております。ですから、当日ご参加いただきましたら、会費とし

てそれぞれ議員さんから会費を集めさせていただきまして、そして食事して交流をするというような形になるかと思います。

他に何かご意見などございますでしょうか。特にございませんか。特にないようでしたら、議長と事務局とで相手さんと調整をしていただきまして、細かい点について研修会なども、一定のテーマなども出させていただき、そしてまた交流させていただく場所についてもですね、きちっと協議していただいて調整つき次第、また議員皆さんにそれぞれお知らせをいただくと。こういう時代ですので、自分自身が食べるもの、飲むものについては自分でお金を出すということで、会費としてお一人ずつ会費出させていただいてこういうことをするという認識をお持ちいただいた上でお受けしようという形よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そしたら、私の方からはその他につきまして以上なんですが、その他に議長の方から何かございますか。

議長 ごございません。

委員長 ごございませんか。事務局の方から何か報告しておくことは。藤原議会事務局長。

事務局長 お手元のほうに、前回委員会の終了後でございましたけれども、つるぎ町の複数常任委員会の関係の資料、また、北海道白老町の通年議会に関する資料をお手元のほうにお配りをさせていただいておりますので、またご覧いただきたいというふうに思います。

それともう一つでございますけれども。前回の8月25日の議会運営委員会の終了後に現在まで要望書が3件まいっております。名称だけ申し上げますと、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める要望書、そして、燃料、肥料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める要望書、

この2件につきましては請願団体は農民運動奈良県連合会というところからまいっております。もう一つが、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付の拡充についてということで、これは三室地区の自治会のほうから要望書をいただいております。これにつきまして、本日議会運営委員会がございますので、どのようにさせていただいたらいいか、ご意見いただきたいと思っておりますけれど、委員長のほうで取り計らいのほうよろしくお願いいたします。

委員長

前回の議会運営委員会後に受付けをしたものが3点ございます。十分に付託先とかの確認や議案にするかどうかというのが、協議するいとまがなかったことのなかでは、12月議会に向けて取扱いについて皆さん方にお尋ねをしようかと思っておりました。

ミニマムアクセス米の件と、農家さんの燃料や肥料の高騰の件につきまして、ちょっと時間かけてしようかというふうに思ったりもしてたんですが、あらたにですね、今月17日にそういう要望書、地域集会所の補助金に関する要望書なども出てまいりましたが、この点につきましても、集会所の補助金ということになりますと付託をしていかなければならないということにつきましては、もう委員会もすべて終わってるような状況でもございますので、これも12月議会に向けてまた議運として取扱いどうさしていただいたらいいかというふうにしていきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。いいですか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、これらにつきましては、次回、また議会運営委員会のほうでご提出させていただき、皆さん方にも検討協議をしていただくということで終わらせていただきたいと思っております。

そしたら、その他委員さんのほうもございませんか。

( な し )

委員長

他にないようですので、その他については以上で終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会とさせていただきます。委員民さんにはご苦勞さまでございました。

( 午前10時06分 閉会 )